

參考資料

各サービスの費用額

	費用額 (単位：百万円)	割合 (単位：%)
総数	533 859	100.0%
居宅サービス（介護予防を含む）	227 191	42.6%
訪問通所	184 756	34.6%
訪問介護	58 226	10.9%
訪問入浴介護	4 455	0.8%
訪問看護	10 434	2.0%
訪問リハビリテーション	881	0.2%
通所介護	67 870	12.7%
通所リハビリテーション	30 066	5.6%
福祉用具貸与	12 825	2.4%
短期入所	25 279	4.7%
短期入所生活介護	20 340	3.8%
短期入所療養介護（老健）	4 397	0.8%
短期入所療養介護（病院等）	542	0.1%
居宅療養管理指導	2 191	0.4%
特定施設入居者生活介護	14 965	2.8%
介護予防支援・居宅介護支援	24 184	4.5%
地域密着型サービス（介護予防を含む）	36 460	6.8%
夜間対応型訪問介護	6	0.0%
認知症対応型通所介護	4 216	0.8%
小規模多機能型居宅介護	540	0.1%
認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	31 342	5.9%
認知症対応型共同生活介護（短期利用）	8	0.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	69	0.0%
地域密着型介護老人福祉施設サービス	279	0.1%
施設サービス	246 025	46.1%
介護老人福祉施設サービス	113 637	21.3%
介護老人保健施設サービス	85 732	16.1%
介護療養型医療施設サービス	46 656	8.7%

注：総数には、月の途中で要介護から要支援に変更となった者を含む。

注：特定入所者介護サービス保険給付額を含む。

※介護給付費実態調査(平成18年11月サービス提供分)

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

軽度者に係る福祉用具貸与の利用事例調査結果に基づき、その判断方法について、専門家による意見等を踏まえて検討した結果、以下のとおり、その運用を一部見直すことを予定している。

1. 実態調査の分析結果

- 「現行の判断方法では例外給付の対象と判断されないものの、例外的に福祉用具が必要な状態に該当する事例」として都道府県から提出されたものうち、分析可能であった2,825事例について、専門家による分析を行った。

【分析結果】

- 事例に記載されている「身体状況」と利用している福祉用具の機能、福祉用具を必要とする理由を、専門家により臨床的に分析。当該分析の結果、現行の原則要介護認定データによる判断方法に加え、以下のⅠ～Ⅲに類型化される「例外給付の対象とすべき事案」が存在することが確認された。

Ⅰ 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者

(例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)

Ⅱ 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者

(例：がん末期の急速な状態悪化)

Ⅲ 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

(例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

2. 見直しの方針

- 福祉用具貸与の基本的な枠組みについては変更しないが、上記の分析結果に基づき、例外給付の「判断方法」の運用については、次のとおり、見直しことを予定している（通知改正）。

例外給付の「判断方法」について、現行の要介護認定データに基づく方法を原則としつつも、上記Ⅰ～Ⅲのいずれかに該当する者であることが、

ア 「医師の意見（医学的な所見）」に基づき判断され、

イ サービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえていることを

ウ 市町村長が「確認」している

ものであれば、例外給付を認める仕組みとする（判断手続きの一部見直し）

3. 今後の進め方

○現在、パブリックコメント実施中

○3月中に通知改正を行い、4月から見直し実施。

(参考)

表一 種目別件数

	件数
Ⅰ 特殊寝台	2,524
Ⅱ 床ずれ防止用具・体位変換器	78
Ⅲ 移動用リフト	223
合 計	2,825